

平成 19 年度
社会的養護施設に関する実態調査結果
中間報告書
【概要版】

平成 20 年 10 月

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

目次

1. 調査の背景と目的	1
(1) 調査1 社会的養護施設に関する実態調査について	2
1) 調査内容	2
2) 調査対象施設	2
3) 調査方法	3
(2) 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する 実態調査のための試行的調査	3
2. 施設調査集計結果	4
(1) 各施設における入所の状況	4
(2) 各施設における運営の状況	7
3. 児童個票集計結果	11
(1) 基本属性	11
(2) 入所児童の心身の状況	14
(3) ケアの適合状況	26
4. 職員勤務状況調査集計結果	33
(1) 職員の基本情報	33
(2) 専門ケア職種の資格保有状況	35
(3) 直接ケア職種の1週間の勤務状況	37

1. 調査の背景と目的

近年、社会的養護を必要とする児童の増加や虐待等子どもの抱える背景の多様化・複雑化が指摘される中、社会的養護体制はこのような状況に適切に対応することが求められている。

このような状況の中、議員立法として提出され、平成 19 年 5 月に成立した児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 73 号）の附則において、「政府は、児童虐待を受けた児童の社会的養護に関し、里親及び児童養護施設等の量的拡充に係る方策、児童養護施設等における虐待の防止を含む児童養護施設等の運営の質的向上に係る方策、児童養護施設等に入所した児童に対する教育及び自立の支援の更なる充実に係る方策その他必要な事項について速やかに検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」と規定された。

このような状況を踏まえて、社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会では、子どもの状態に応じた支援体制について、①子どもの状態に応じた心理ケア、治療的ケアの充実・強化、②パーマネンシーケア（継続した生活環境や人間関係に基づくケア）の強化、③施設における小規模ケアの推進の三つの観点から、人員配置基準等の見直し等を含めたケアの改善に向けた方策の検討が必要であり、その際には、現在施設内で行われているケアの現状を詳細に調査・分析し、その結果等を十分に踏まえて検討を行うことが必要とされた。

本調査は、上記の経過を受けて、厚生労働省において、みずほ情報総研に委託して、以下の 2 つの調査・分析を行い、今後の社会的養護の施設類型のあり方の見直し等の検討に資する資料を入手することを目的として実施した。

【調査 1 社会的養護施設に関する実態調査】

❖ 施設調査

社会的養護を必要とする児童が入所する施設（以下「社会的養護施設」という。）のケアの形態を含む運営状況等及び児童の在籍状況調査

❖ 児童個票調査

社会的養護施設における入所児童の心身の状況や入所児童に対するケアの適合状況及びケアの負担状況調査

❖ 職員勤務状況調査

社会的養護施設における職員の職種別配置状況や勤務状況の調査

【調査 2 平成 20 年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査】

❖ 乳児院における 24 時間タイムスタディによる業務量に関する調査

(1) 調査1 社会的養護施設に関する実態調査について

1) 調査内容

❖ 施設調査

調査対象施設における在籍者や職員の状況及びケアの形態を含む運営状況等の施設属性を把握することを目的として実施した。

❖ 児童個票調査

平成20年3月1日現在調査対象施設に入所している児童の心身の状況の実態を把握することを目的として実施した。また、施設機能と入所児童の状態像との不適合が発生していると判断される場合に、下記の事柄を把握することを目的として実施した。

- ・ 現在の入所施設よりも他に適している施設があると考えられる児童数
- ・ 上記児童に適していると考えられる施設とその理由
- ・ 上記児童についてのケアの負担感
- ・ 上記児童の心身の状況及び情緒・行動上の問題特性等

これにより、各施設において職員のケア負担感が大きい児童の特性や、児童の特性とケアの適合状況を定量的に把握することを目指した。

❖ 職員勤務状況調査

職種別の職員配置や勤務状況、職員の保有資格の状況等について把握することを目的として実施した。

2) 調査対象施設

調査は、以下の5種類の施設を対象として全1,040施設(平成20年3月1日時点で把握している施設数)について悉皆調査を行った¹⁾。

- ・ 乳児院 (121 施設)
- ・ 児童養護施設 (559 施設)
- ・ 情緒障害児短期治療施設 (31 施設)
- ・ 児童自立支援施設 (58 施設)
- ・ 母子生活支援施設 (271 施設)

上記対象施設のうち、回収を終えた次頁に示す施設(回収数)を、本報告書の最大集計対象とした。さらに、調査票及び設問ごとに、有効回答に限定して集計を行った。

¹⁾ ただし、平成20年3月1日時点で入所児童のいない施設(廃止予定施設)については調査対象外とした。

図表 1 調査対象施設数と施設調査票の有効回収数

	総件数	有効回収数	有効回収率
乳児院	121	112	92.6%
児童養護施設	559	489	87.5%
情緒障害児短期治療施設	31	26	83.9%
児童自立支援施設	58	40	69.0%
母子生活支援施設	271	240	88.6%

3) 調査方法

電子調査票を用いた悉皆調査を行った。調査対象施設に対し、郵送にて調査関連資料を入手するためのインターネット上のウェブサイトの案内を行い、ウェブサイトを通じて施設種類別に電子調査票の配信を行った。

調査票の記入は施設の事務担当職員に依頼し、児童個票については調査項目の内容に応じて、医師や看護師、児童のケアを担当する保育士、児童指導員、心理療法担当職員等に調査項目の記入を依頼した。

記入を終えた電子調査票を、調査事務局宛にメールに添付して返送又はメディアに収めて郵送する形で回収を行った。また、電子調査票に対応していない施設に対しては、電子調査票と同内容の印刷された調査票を郵送にて配布し、郵送回収を行い、調査事務局にて電子データ化を行った。

(2) 調査2 平成20年度社会的養護における施設ケアに関する実態調査のための試行的調査

本調査は、乳児院を対象に、平成20年度に行う社会的養護における施設ケアに関する実態調査を行う際の調査手法を検討することを目的に、試行的にタイムスタディを行った。

調査を通じて明らかになった調査手法に関する課題は、以下の通りであった。

- ・本調査では介護や看護分野で使用しているケアコードやアセスメント票を用いたが、社会的養護に関わる業務内容に応じたケアコードやアセスメント項目の検討が必要であること。
- ・介護や看護分野ではタイムスタディを他計式により実施することが多い。しかしながら、社会的養護の場合には、児童に対するケアの一環として保護者や施設外資源と関わる業務が多いことから、他計式ではそれらの業務時間を的確に捕捉することは難しいと考えられた。こうしたことから、社会的養護に関するタイムスタディは、自計式で実施することが望ましいと考えられたこと。

平成20年度の調査を行う際には、これらの課題を踏まえたものとする。

なお、試行的調査の結果については、平成20年度の調査の結果と併せて分析を行うこととする。

2. 施設調査集計結果

(1) 各施設における入所の状況

❖ 在籍児童数

平成20年3月1日時点の施設種類別の在籍者数の平均及び合計数は下記のとおりである。

図表 2 在籍児童数

在籍児童数(人)				
	施設数	平均	標準偏差	合計
乳児院	n= 112	26.99	14.68	3,023
児童養護施設	n= 489	56.94	23.26	27,842
情緒障害児短期治療施設	n= 26	36.50	11.33	949
児童自立支援施設	n= 40	37.23	30.12	1,489
母子生活支援施設(在籍世帯数)	n= 240	15.32	8.69	3,677
母子生活支援施設(在籍人数)		42.17	41.78	10,120

※有効回答施設分のみ

※母子生活支援施設の在籍人数は母親と児童の合計数

❖ 平成18年度の入退所児童数

平成18年度の入退所児童数は下記のとおりである。

図表 3 平成18年度の入退所児童数

入所児童数(人)					
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 11,410	構成比
乳児院	n= 112	22.47	19.07	2,517	22.1%
児童養護施設	n= 489	11.69	8.26	5,717	50.1%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	18.81	12.39	489	4.3%
児童自立支援施設	n= 40	23.90	20.49	956	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	7.21	5.80	1,731	15.2%

※母子生活支援施設は入所世帯数

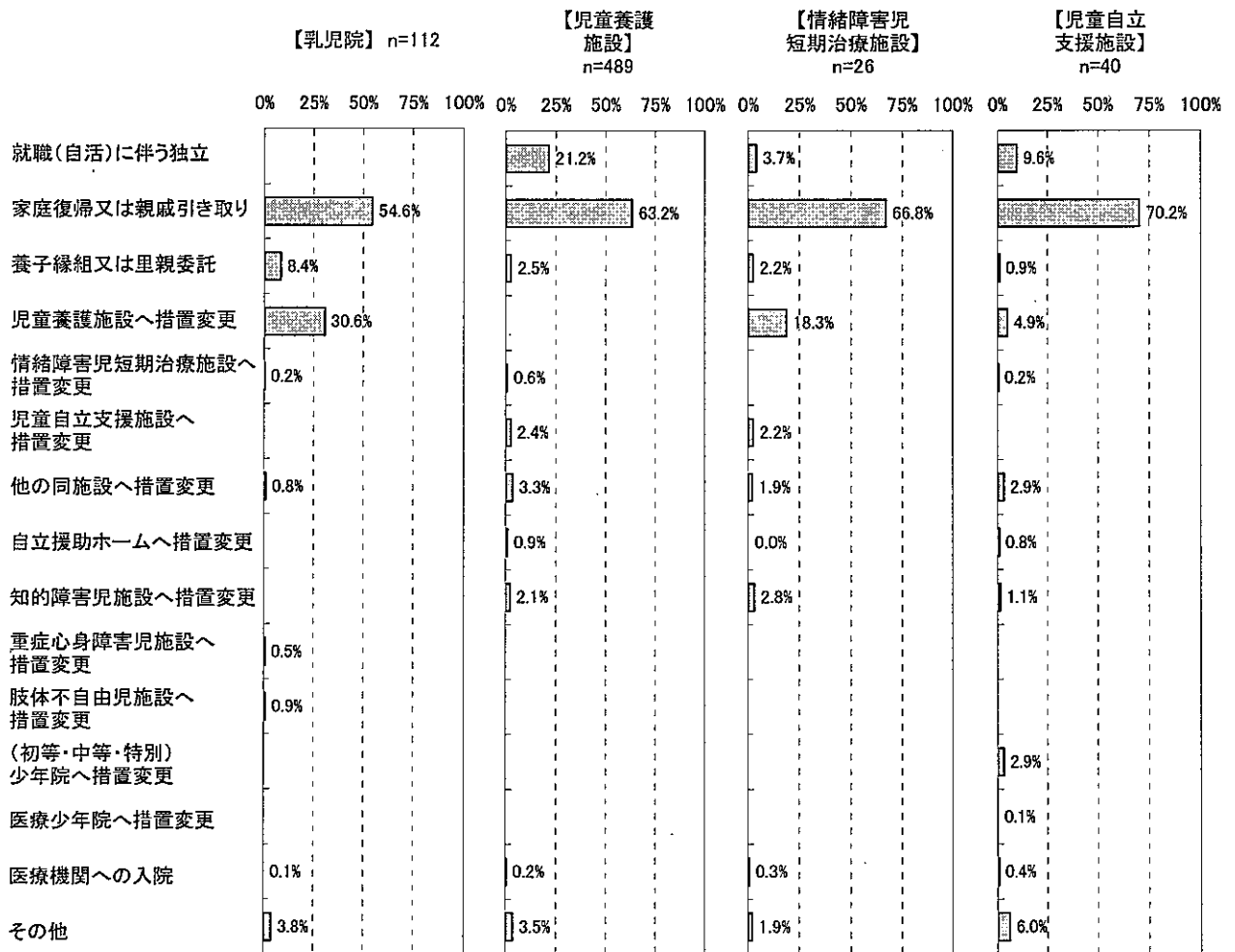
退所児童数(人)					
	施設数	平均	標準偏差	合計 n= 10,710	構成比
乳児院	n= 112	21.35	16.66	2,405	22.5%
児童養護施設	n= 489	11.05	7.19	5,404	50.5%
情緒障害児短期治療施設	n= 26	12.38	7.37	322	3.0%
児童自立支援施設	n= 40	22.48	15.67	899	8.4%
母子生活支援施設	n= 240	6.96	5.15	1,680	15.7%

※母子生活支援施設は退所世帯数

❖ 平成 18 年度退所児童の退所理由

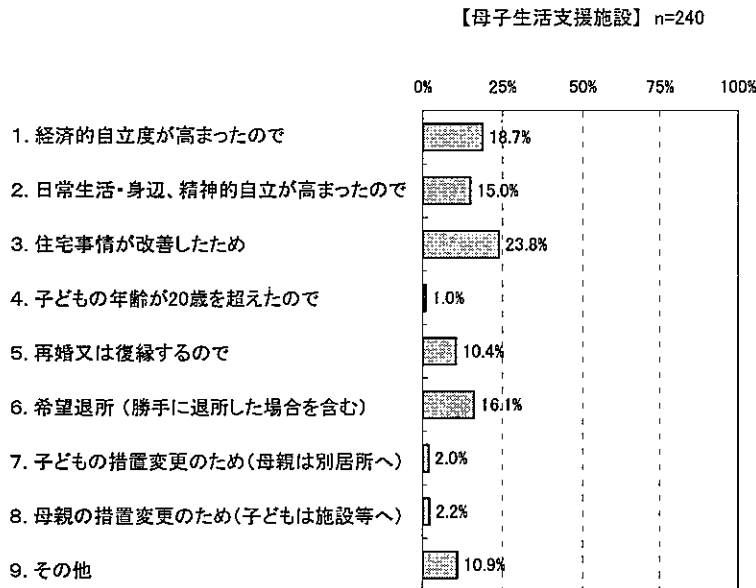
平成 18 年度の退所児童の退所理由の内訳は次のとおりである。いずれの施設においても「家庭復帰又は親戚引き取り」が最も多くなっている（母子生活支援施設は除く）。「家庭復帰又は親戚引き取り」以外については、乳児院では、「児童養護施設へ措置変更」が多く、里親委託が実現するケースが限られていることがうかがえる。児童養護施設では、「就職（自活）に伴う独立」が多く、「家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の 8 割以上を占めている。情緒障害児短期治療施設では、「児童養護施設へ措置変更」が多く、家庭復帰以外では児童養護施設へ措置変更されるケースが多くみられる。児童自立支援施設では、「就職（自活）に伴う独立」が多く、「家庭復帰又は親戚引き取り」と合わせると退所理由の約 8 割を占めている。

図表 4 平成 18 年度の退所児童における退所理由



一方、母子生活支援施設の退所理由をみると、最も多いのは「3. 住宅事情が改善したため」であり、次いで「1: 経済的自立度が高まった」、「6. 希望退所（勝手に退所した場合を含む）」の順となっている。

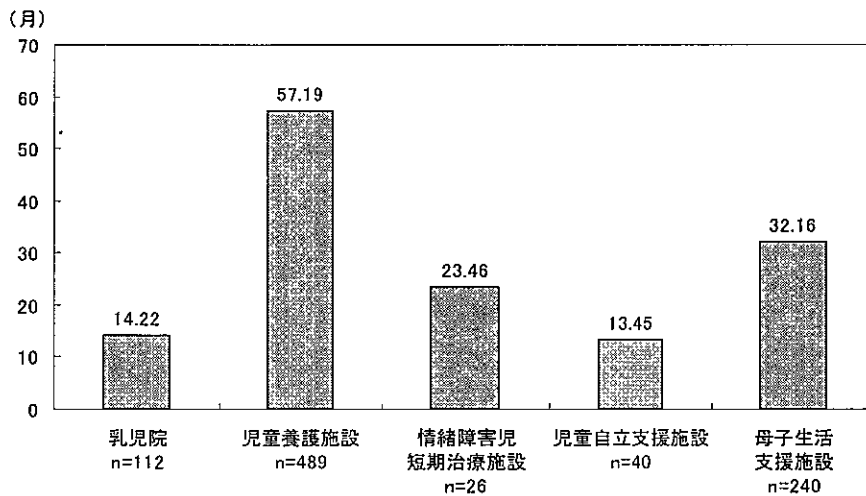
図表 5 平成 18 年度退所世帯における退所理由【母子生活支援施設】



❖ 平均入所期間

平成 20 年 3 月 1 日時点の在籍児童の平均入所期間は下記のとおりである。平均入所期間が最も長いのは児童養護施設で約 57 か月（約 5 年）である。次に長いのは母子生活支援施設で約 32 か月（約 3 年）、次が情緒障害児短期治療施設で約 23 か月（約 2 年）の平均入所期間となっている。乳児院と児童自立支援施設の在籍児童の平均入所期間は共に約 1 年となっている。

図表 6 平均入所期間(月単位)

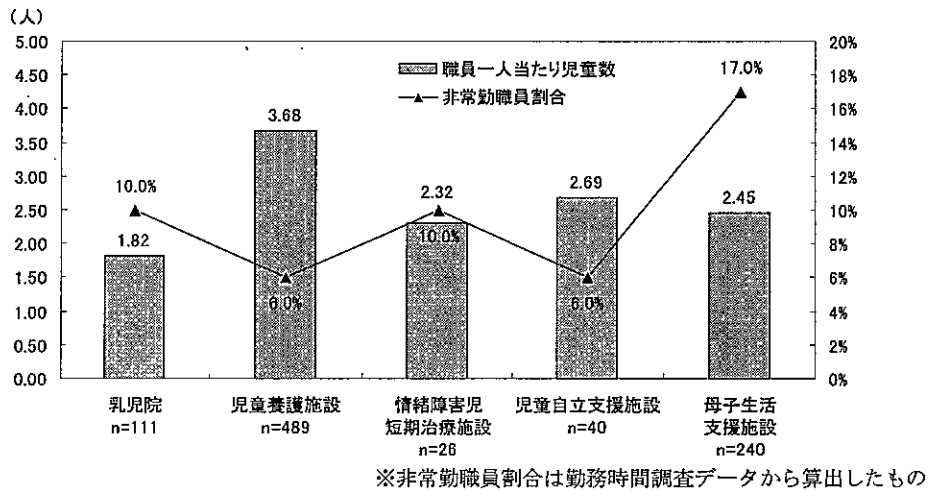


(2) 各施設における運営の状況

❖ 直接ケア職種の職員一人当たり児童数²

施設種別ごとの直接ケアに携わる職員の配置状況は下記のとおりである。児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）に基づく児童の年齢に応じた職員の配置を考慮せず、単純に比較すると、職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで情緒障害児短期治療施設、母子生活支援施設の順になっており、児童養護施設が最も多い。また、母子生活支援施設においては、非常勤職員割合が他の施設と比べて高い傾向にある。

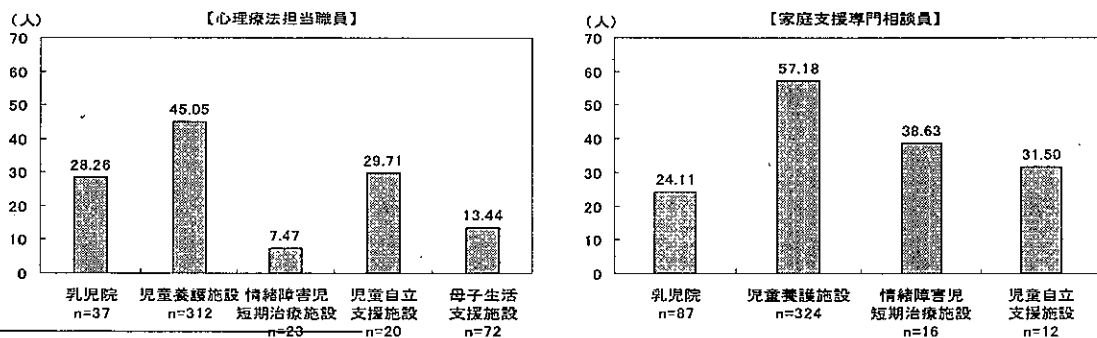
図表 7 直接ケア職種の(常勤換算)職員一人当たり児童数



❖ 専門ケア職種の職員一人当たり児童数³

心理療法担当職員を配置している各施設種別における心理療法担当職員の職員一人当たり児童数は、情緒障害児短期治療施設で最も少なく、次いで母子生活支援施設である。また、家庭支援専門相談員を配置している各施設における家庭支援専門相談員の職員一人当たり児童数は、乳児院で最も少なく、次いで児童自立支援施設となっている。

図表 8 専門ケア職種の職員一人当たり児童数



² 各施設における該当職種については p33 の施設種類別集計対象職種一覧を参照のこと

³ 専門ケア職種については常勤換算による算定が適さないため(常勤+非常勤)の人数に基づいて算出したもの

❖ ケアの形態⁴

施設種別におけるケアの形態、その運営施設数、一舎当たりの定員数、一舎当たり在籍児童数、直接ケア職種の職員一人当たり児童数及び直接ケア職種の夜間配置職員数は下記に示すとおりである。

※ 職員一人当たり児童数は、すべて常勤換算した直接ケア職種の配置職員数を基に算出

※ 各ケアの形態で施設の重複あり

図表 9 ケアの形態(平成 20 年 3 月 1 日時点)

乳児院 (施設数:n=111)			
		小規模グループケア以外のケアの形態	小規模グループケア
保有施設数	施設数	111	28
	%	100.0%	25.2%
舎数		251	28
一舎当たり定員数	平均	16.10	4.32
一舎当たり在籍児童数	平均	14.70	4.14
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	1.86	1.61
当該ケア形態における夜間配置職員数	平均	1.51	0.58

※「ケアの形態」無回答施設 n=1

児童養護施設 (施設数:n=489)							
		大舎	中舎	小舎	小規模グループケア	地域小規模児童養護施設	その他グループホーム
保有施設数	施設数	370	95	114	212	111	55
	%	75.8%	19.5%	23.4%	43.4%	22.7%	11.3%
舎数		476	220	444	212	116	98
一舎当たり定員数	平均	45.65	15.43	8.82	7.27	5.99	6.06
一舎当たり在籍児童数	平均	42.09	14.46	8.36	7.14	5.81	5.58
当該ケア形態における職員一人当たり児童数	平均	4.43	3.91	3.39	3.08	2.75	2.59

⁴ 施設種別におけるケアの形態ごとの特徴を捉えるため、児童養護施設については1舎当たり定員数が20人以上を「大舎」、13～19人を「中舎」、12人以下を「小舎」として集計を行っている。また、乳児院については「小規模グループケア」・「小規模グループケア以外のケアの形態」別、情緒障害児短期治療施設については「中舎」を保有する施設数が無いため、「大舎」・「小舎」・「小規模グループケア」別（いずれも人数による区切りではなく施設の判断に基づくもの）、児童自立支援施設については「夫婦制」・「交替制」・「並立制」別、母子生活支援施設については「本園」・「小規模分園型」別で各ケアの形態についての集計を行っている。なお、表中の各施設のn数は、「ケアの形態」の設問に対して無回答の施設を除く数である。

情緒障害児短期治療施設 (施設数:n= 26)				
		大舎	小舎	小規模 グループ ケア
保有施設数	施設数	23	5	3
	%	88.5%	19.2%	11.5%
舎数		28	15	3
一舎当たり定員数	平均	37.13	8.10	5.67
一舎当たり在籍児童数	平均	31.39	7.35	4.67
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	2.32	2.98	1.33
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	2.00	0.90	1.33

児童自立支援施設 (施設数:n =40)				
		夫婦制	交替制	並立制
保有施設数	施設数	13	30	4
	%	33.3%	76.9%	10.3%
舎数		69	86	7
一舎当たり定員数	平均	11.75	17.26	9.50
一舎当たり在籍児童数	平均	8.45	9.16	7.38
当該ケア形態における 職員一人当たり児童数	平均	4.15	1.87	3.69
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.54	1.55	1.75

※児童自立支援施設の寮舎運営は、夫婦制と交替制に大別される他に、
並立制と呼ばれる一組の婚姻外の男女を基本とする形態も存在する。

母子生活支援施設 (施設数:n= 239)			
		本園	小規模 分園型
保有施設数	施設数	239	9
	%	100.0%	3.8%
舎数		240	10
一施設当たり定員世帯数	平均	19.58	5.44
一施設当たり在籍世帯数	平均	15.13	5.11
当該ケア形態における 職員一人当たり世帯数	平均	2.44	4.32
当該ケア形態における 夜間配置職員数	平均	1.00	0.33

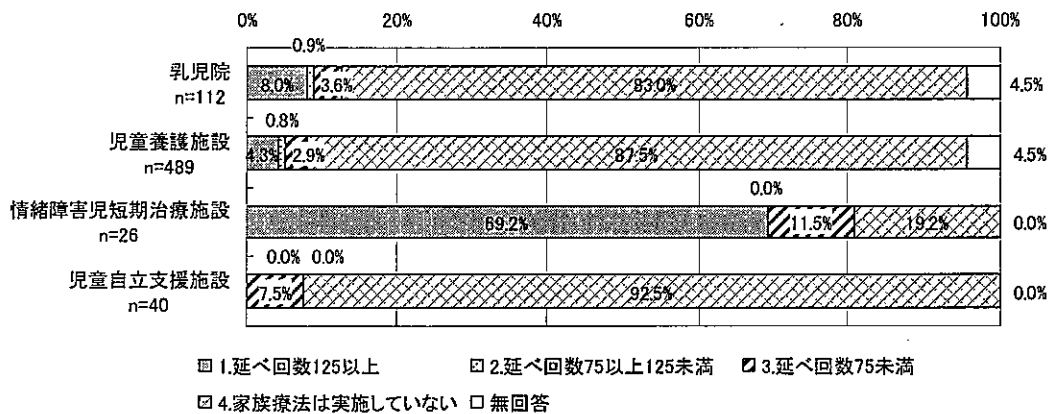
※「ケアの形態」無回答施設 n=1

❖ 家族療法の実施状況

本調査における「家族療法」は、あらかじめ都道府県知事に申請し指定を受けた施設において、施設内で行うものについて調査したものである。

平成18年度実績では、施設内で家族療法を実施している施設は、情緒障害児短期治療施設では約8割、それ以外の施設はいずれも約1割である。実施延べ回数についてみると、「1.延べ回数125以上」の割合は、乳児院では8.0%、児童養護施設で4.3%、情緒障害児短期治療施設では69.2%となっている。

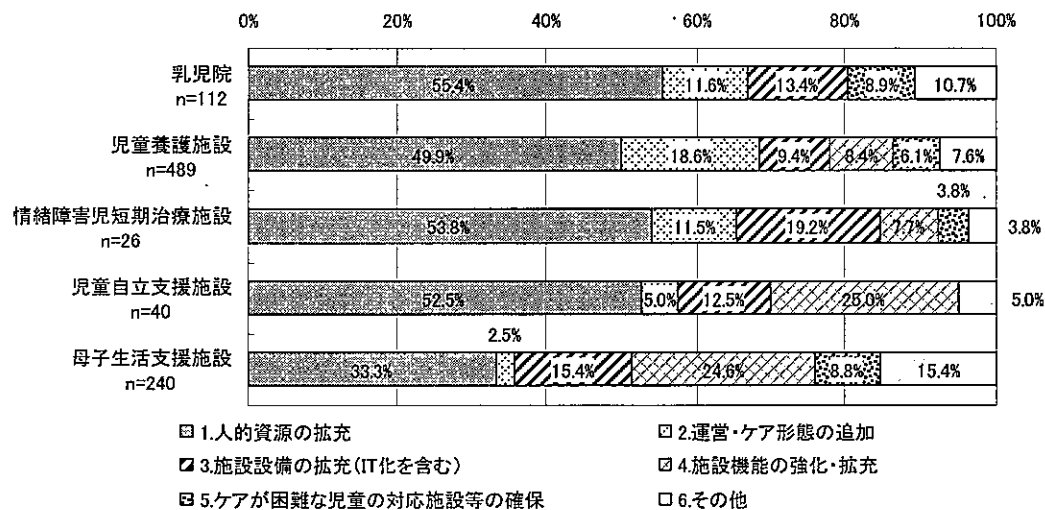
図表 10 家族療法の実施状況(平成18年度実績)



❖ 適切なケアを提供するために今後必要とする事柄

各施設が、今後適切なケアを児童に提供するために必要だと思う事柄について回答した結果についてみると(単数回答)、施設種別ごとに下記のとおりである。いずれの施設種別でも「1. 人的資源の拡充」を選択した施設が最も多くみられた。

図表 11 今後必要とする事柄



3. 児童個票集計結果

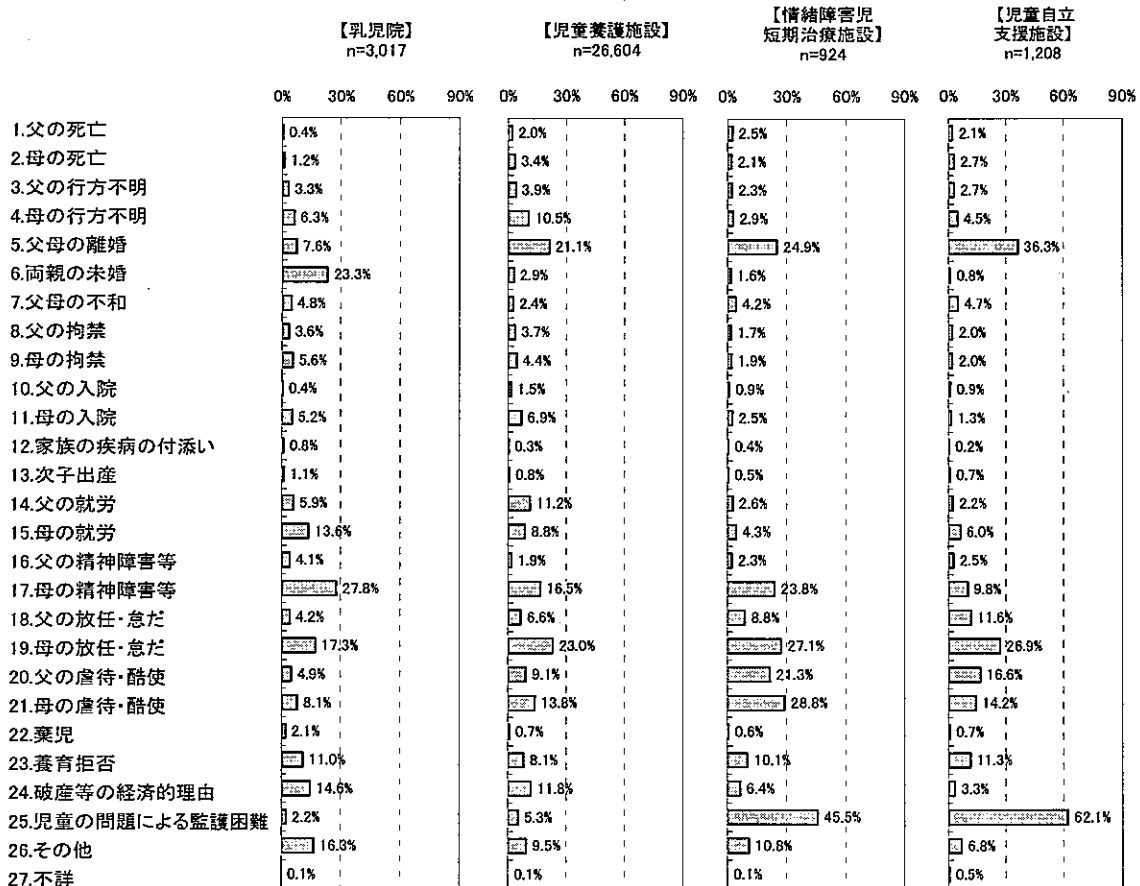
児童個票の集計結果は、施設調査票の有効回答施設が回答した個票を基に集計を行ったものである⁵。

(1) 基本属性

❖ 養護問題発生理由（複数回答）

養護問題の発生理由についてみると、乳児院では「17. 母の精神障害等」、「6. 両親の未婚」、「19. 母の放任・怠だ」の順であり、同様に児童養護施設では、「19. 母の放任・怠だ」、「5. 父母の離婚」、「17. 母の精神障害等」となっている。一方、情緒障害児短期治療施設では「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「21. 母の虐待・酷使」、「19. 母の放任・怠だ」の順となっている。児童自立支援施設においても、「25. 児童の問題による監護困難」の割合が高く、次いで「5. 父母の離婚」、「19. 母の放任・怠だ」と続いている。

図表 12 養護問題発生理由(複数回答)

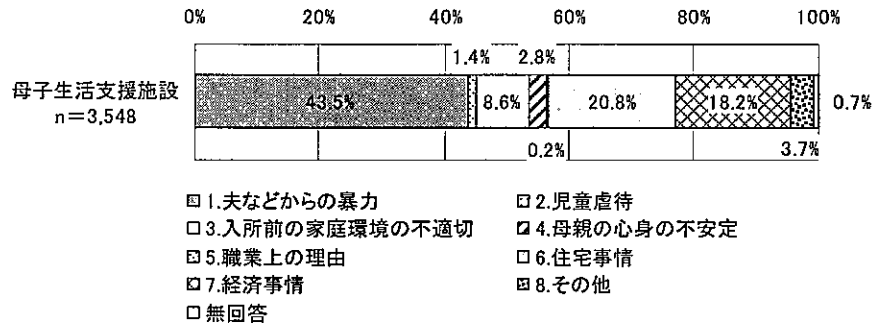


⁵ 母子生活支援施設の児童の個票は1世帯票につき児童4名まで記入する形であったため、世帯の児童数が5人以上の場合は、当該施設においてケア負担が重いと考えられる児童を優先して4人までの回答となっている。

❖ 主たる入所理由（母子生活支援施設のみ・単独回答）

母子生活支援施設における主たる入所理由をみると、「1. 夫などからの暴力」が最も多く、次いで「6. 住宅事情」、「7. 経済事情」となっている。

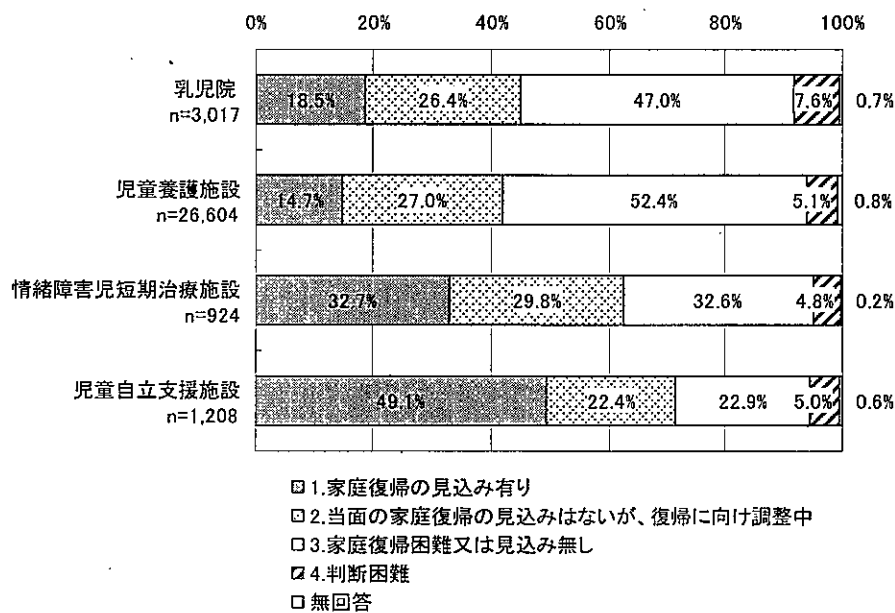
図表 13 主たる入所理由(母子生活支援施設のみ・単独回答)



❖ 家庭復帰の見通し

家庭復帰の見通しについてみると、乳児院や児童養護施設では、約5割が「3. 家庭復帰困難又は見込み無し」となっている。情緒障害児短期治療施設においては「1. 家庭復帰の見込み有り」、「2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中」、「3. 家庭復帰困難又は見込み無し」がいずれも約3割ずつみられる。児童自立支援施設では、約5割が「1. 家庭復帰の見込み有り」であり、他の施設と比べて最も高くなっている。一方「2. 当面の家庭復帰の見込みはないが、復帰に向け調整中」、「3. 家庭復帰困難又は見込みなし」がそれぞれ約2割みられる。

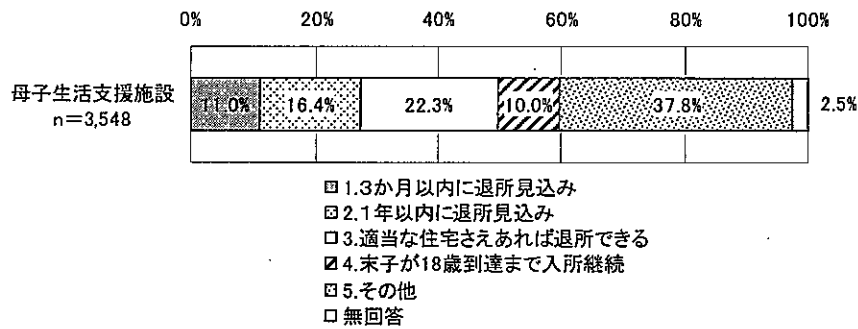
図表 14 家庭復帰の見通し



❖ 退所の見込み（母子生活支援施設のみ）

母子生活支援施設の退所の見込みについてみると、一年以内に退所の見込みの立っている世帯（「1. 3か月以内に退所見込み」及び「2. 1年以内に退所見込み」）は3割弱であり、また、約2割は「3. 適当な住宅さえあれば退所できる」世帯となっている。「5. その他」としては離婚調停中、夫の暴力、借金、子どもを抱えての経済的自立等の問題があり復帰の見通しの立たない世帯や、1年超後に退所見込みである世帯となっている。

図表 15 退所の見込み(母子生活支援施設のみ)



(2) 入所児童の心身の状況

❖ 児童の情緒・行動上の問題状況（複数回答）

入所児童の情緒・行動上の問題状況について、「やや疑いあり」以上の回答割合が比較的高かった事項（各項目（「疑いなし」、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」）の合計に対し、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」の3つの回答の合計割合が2割以上を占めるもの⁶は、以下のとおりである。

乳児院では、児童の年齢が低いため評価できない項目があることから、評価された児童数が限られているが、2項目が該当し、「8. 知的障害」、「7. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

児童養護施設では5項目が該当し、「4. 反社会的行動傾向」、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「6. 学習障害傾向」、「9. 集団不適應」、「15. 知的障害」の順に多くみられる。

情緒障害児短期治療施設では11項目が該当し、その中でも5割を超えているのは、多い方から順に「9. 集団不適應」、「2. 養育者との関係性」、「4. 反社会的行動傾向」である。その他は、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「6. 学習障害傾向」、「16. 施設内における他児へのいじめ」、「15. 知的障害」、「17. 施設内における他児からのいじめ」、「5. 抑うつ傾向」、「1. 自閉的傾向」、「14. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

児童自立支援施設では10項目が該当し、その中でも5割を超えているのは、多い方から順に「4. 反社会的行動傾向」、「9. 集団不適應」、「2. 養育者との関係性」である。その他は、「3. 注意欠陥・多動傾向」、「16. 施設内における他児へのいじめ」、「6. 学習障害傾向」、「7. 物質使用」、「17. 施設内における他児からのいじめ」、「15. 知的障害」、「14. 言語能力の発達遅延・障害」の順に多くみられる。

母子生活支援施設では2項目が該当し、「9. 集団不適應」、「3. 注意欠陥・多動傾向」の順に多くみられる。

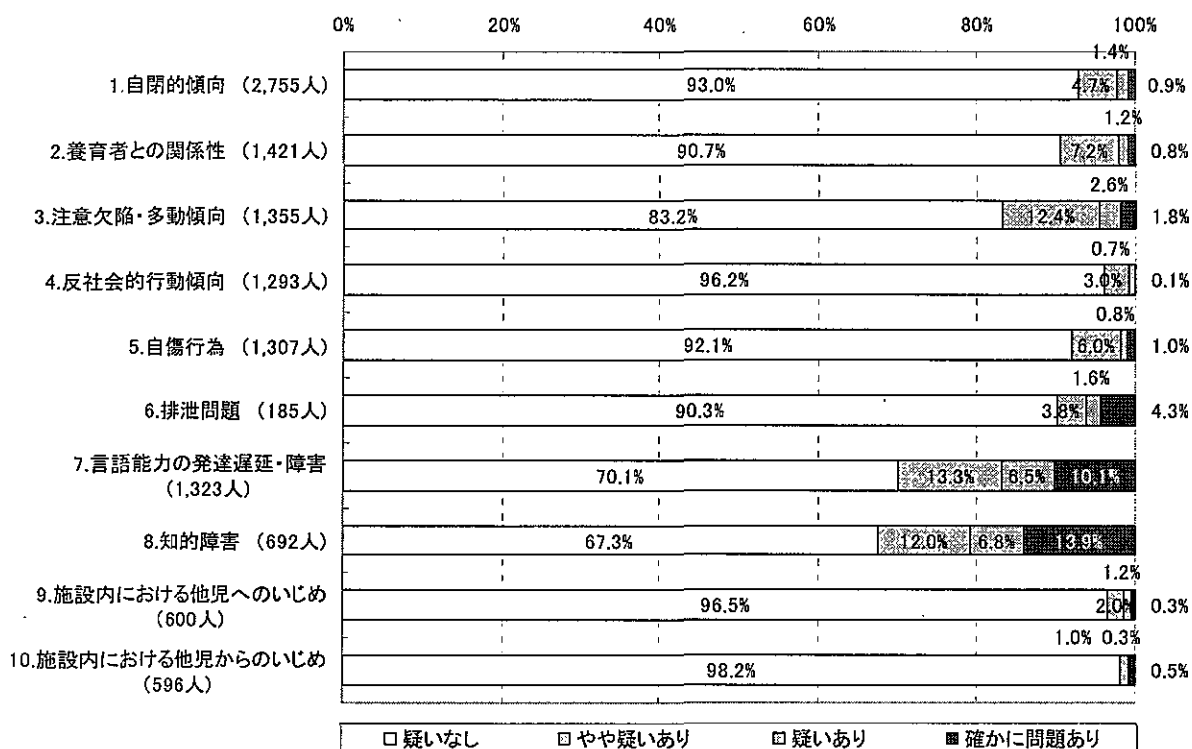
⁶ 「評価対象外」（評価対象年齢に該当しない等の理由により回答がなかった）、「判断困難」とされた児童及び無回答を除いた上で回答割合をみている。

図表 16 情緒・行動上の問題状況【乳児院】⁷(複数回答)

【乳児院】

集計対象児童数 3,017 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



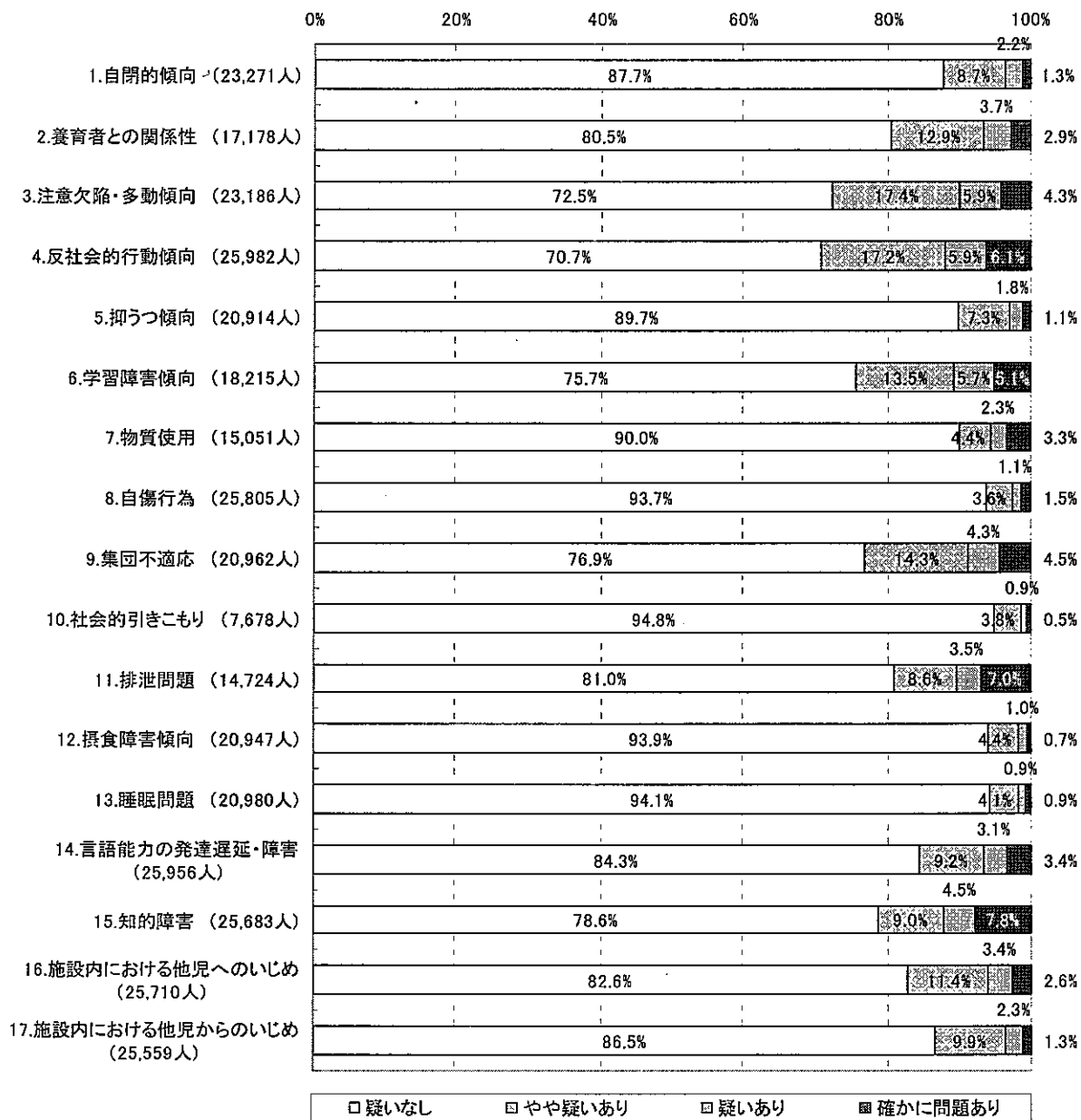
⁷ 乳児院においては、就学後児童用の項目を除き全 10 項目で集計している。

図表 17 情緒・行動上の問題状況【児童養護施設】(複数回答)

【児童養護施設】

集計対象児童数 26,604 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



図表 18 情緒・行動上の問題状況【情緒障害児短期治療施設】(複数回答)

【情緒障害児短期治療施設】

集計対象児童数 924 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数

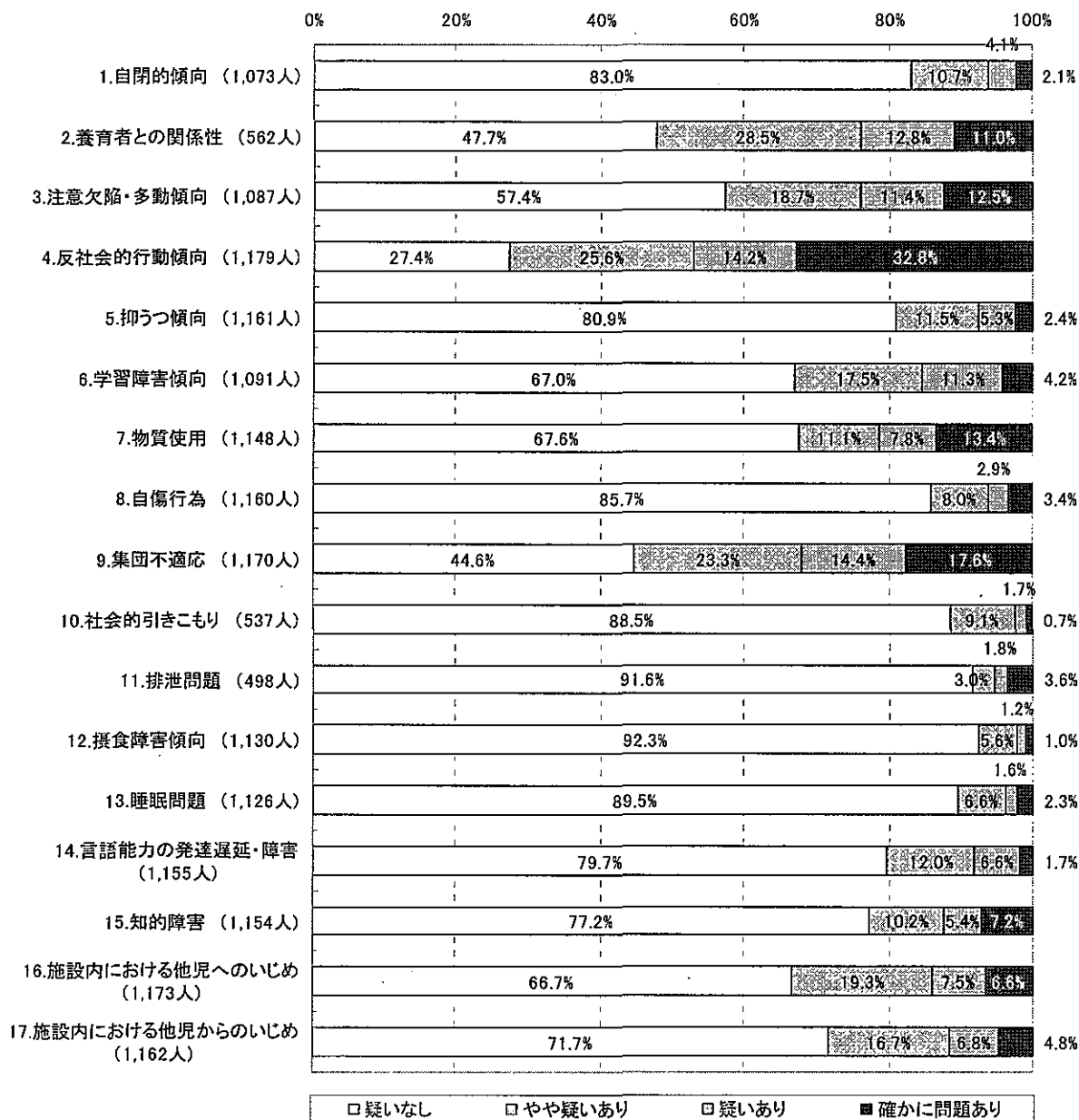


図表 19 情緒・行動上の問題状況【児童自立支援施設】(複数回答)

【児童自立支援施設】

集計対象児童数 1,208 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



図表 20 情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象児童数 5,768 人

※項目横の()内は各項目の評価対象児童数



❖ 母親の情緒・行動上の問題状況と母子関係に関わる問題状況（複数回答）

母子生活支援施設の入所世帯の母親及び母子関係に関する情緒・行動上の問題状況について、「やや疑いあり」以上の回答割合が比較的高かった事項（各項目（「疑いなし」、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」）の合計に対し、「やや疑いあり」、「疑いあり」、「確かに問題あり」の3つの回答の合計割合が3割以上を占めるもの）⁸は、以下のとおりである。

母親の情緒・行動上の問題では7項目が該当し、「6. 生育歴に依拠するもの」、「3. 計画的な消費など金銭管理」、「15. 対人コミュニケーション上の問題」、「1. 家事能力の不足、家事への負担感」、「13. 性格上の問題」、「2. 生活リズムの乱れ」、「8. 不定愁訴など心理面での訴え」の順に多くみられる。

さらに、母子関係に関わる問題では、2項目が該当し、「2. 育児・養育力（知識）の不足」、「5. 価値観の強要」の順に多くみられる。

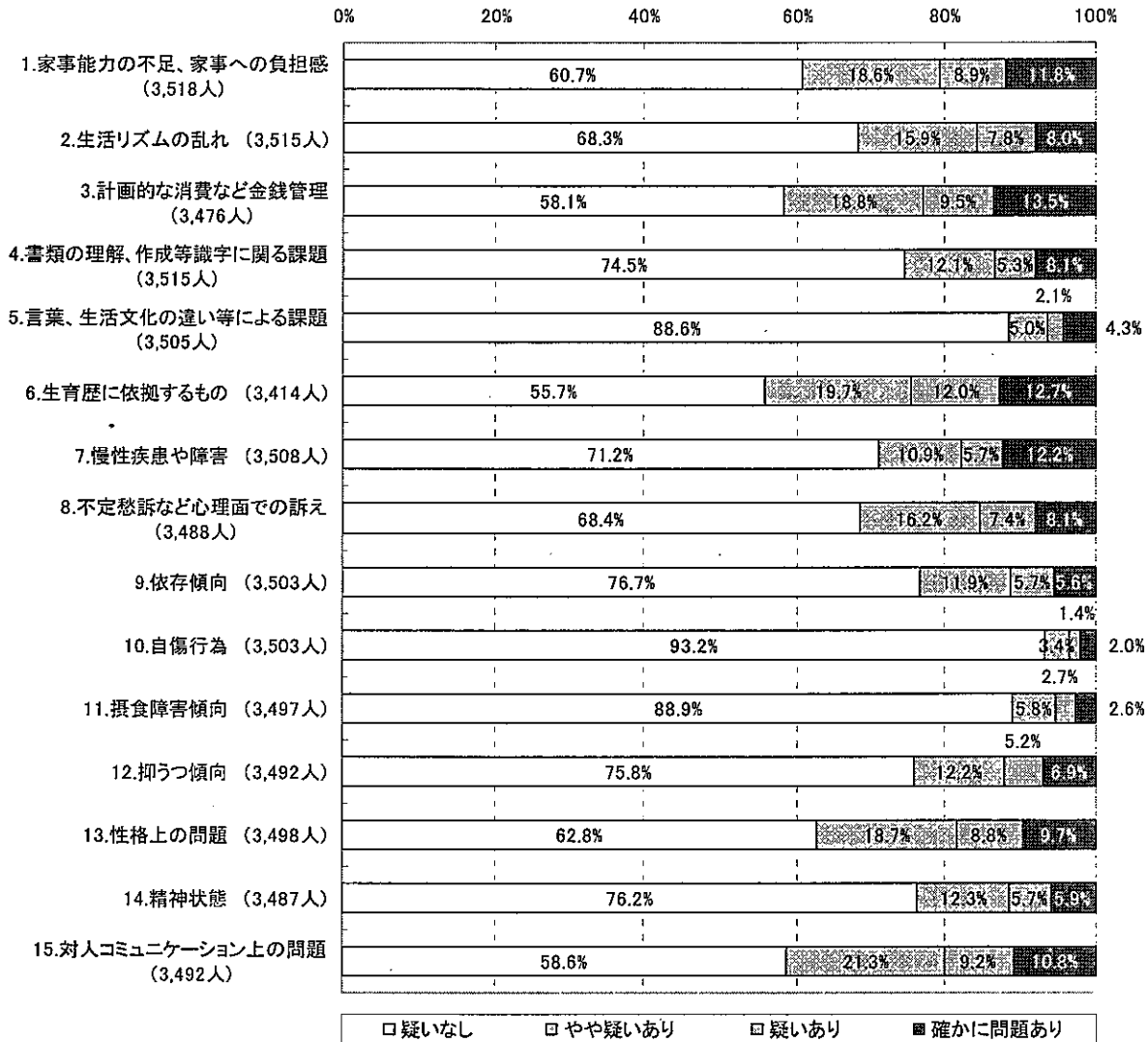
⁸ 「判断困難」とされた母親及び無回答を除いた上で回答割合をみている。

図表 21 母親に関する情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象世帯数 3,548 世帯

※項目横の()内は各項目の評価対象世帯数

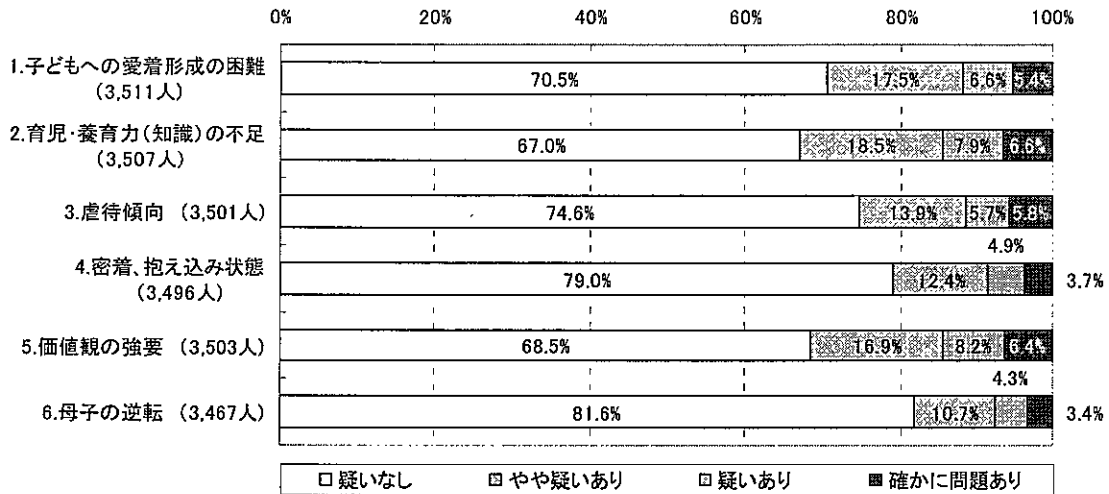


図表 22 母子関係に関わる情緒・行動上の問題状況【母子生活支援施設】(複数回答)

【母子生活支援施設】

集計対象世帯数 3,548 世帯

※項目横の()内は各項目の評価対象世帯数

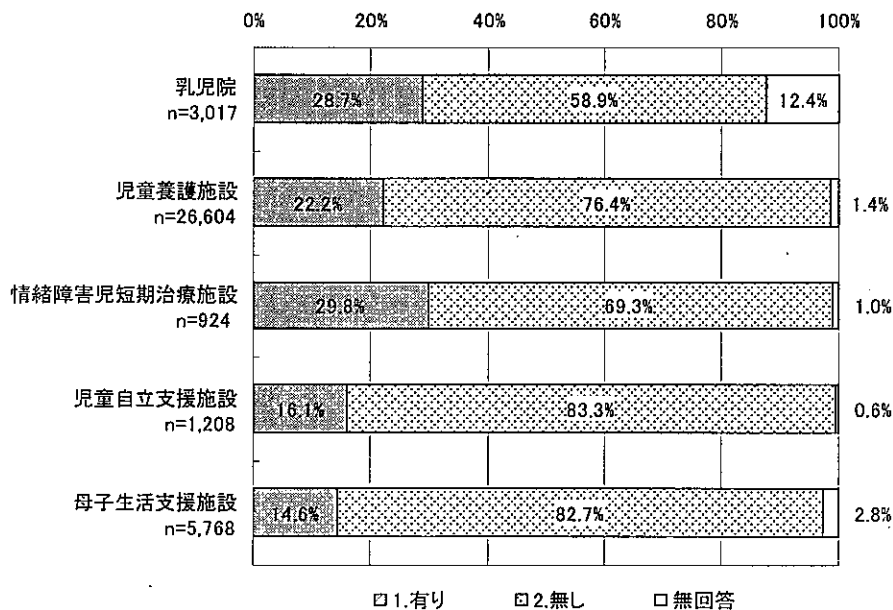


❖ 身体疾患・身体障害の状況

入所児童の身体疾患・身体障害の状況をみると、乳児院及び情緒障害児短期治療施設では約3割、児童養護施設では約2割、児童自立支援施設及び母子生活支援施設においても2割弱の児童について、身体疾患・身体障害がみられる。

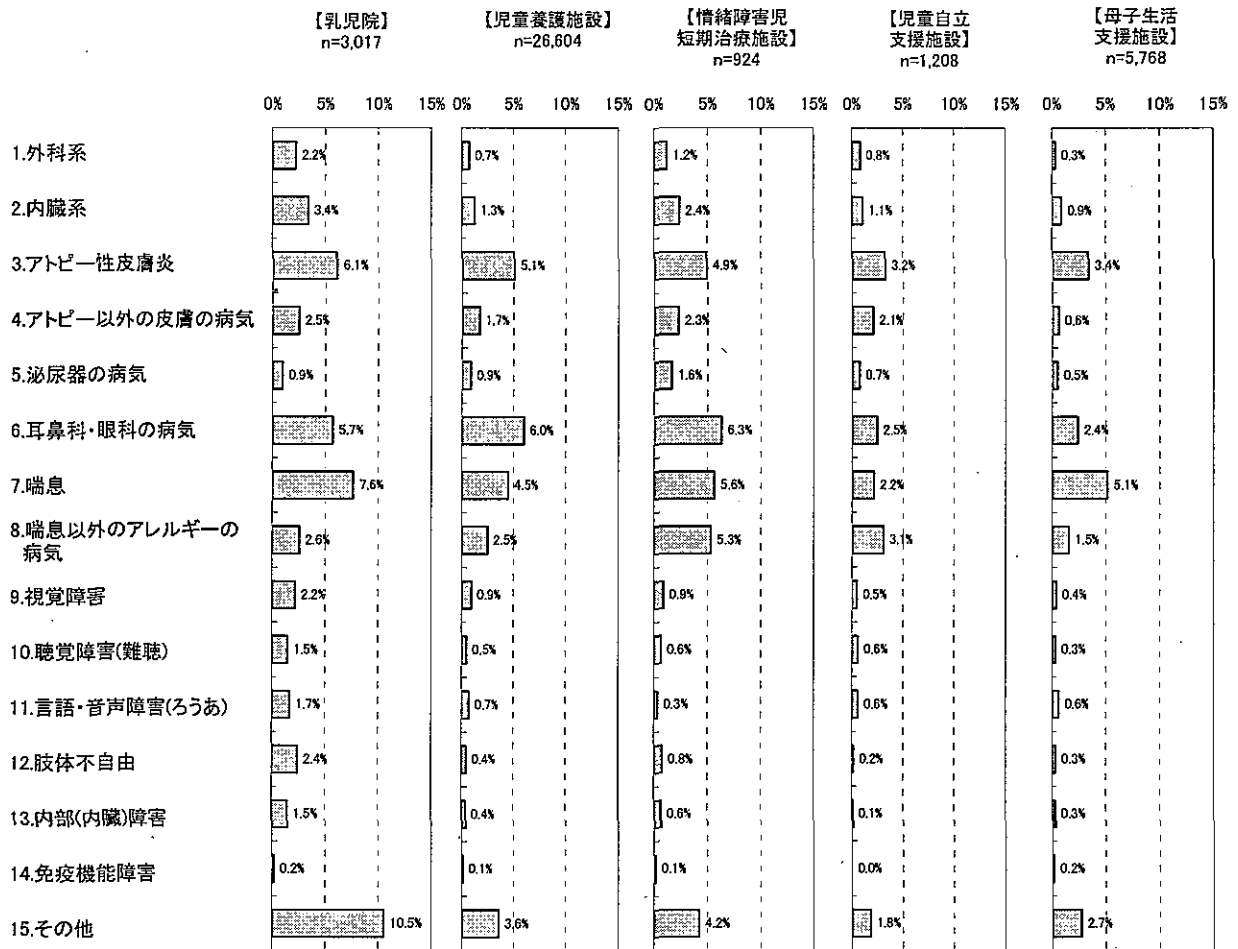
具体的疾患名、障害名をみると、いずれの施設においても「3. アトピー性皮膚炎」や「7. 喘息」、「8. 喘息以外のアレルギーの病気」等のアレルギー性疾患が多くみられ、「6. 耳鼻科・眼科の病気」も多くみられる。

図表 23 身体疾患・身体障害の有無



図表 24 身体疾患・身体障害の種類(複数回答)

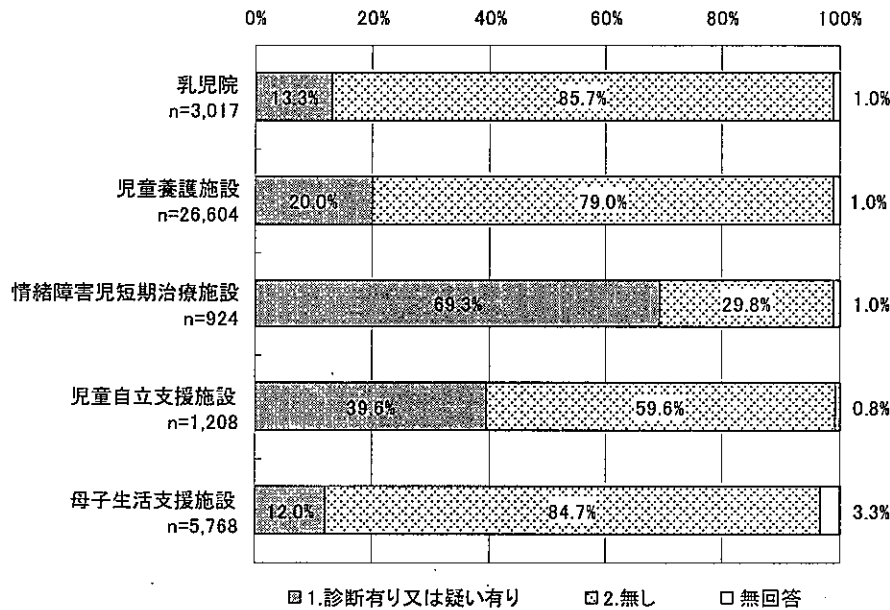
※入所児童全体に占める割合



❖ 発達障害・行動障害等の状況

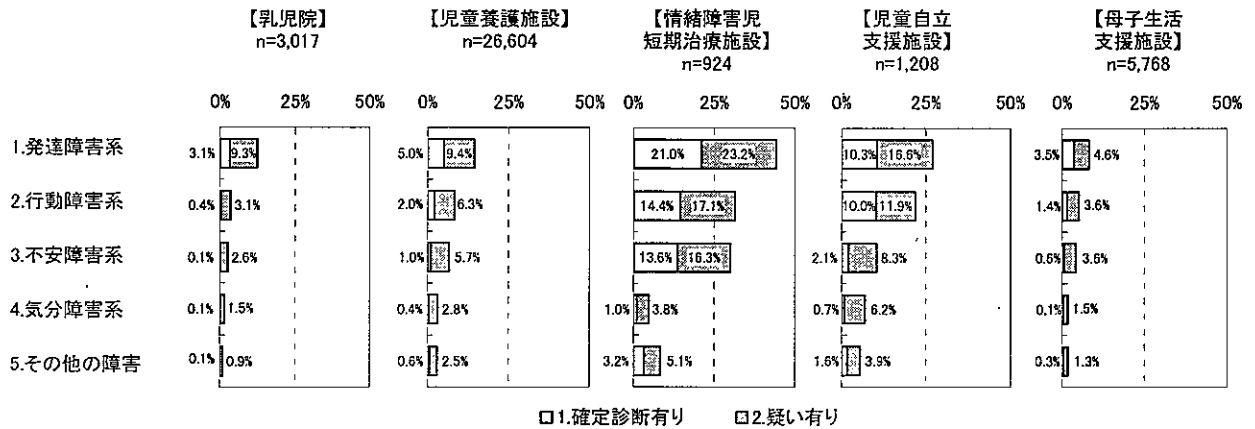
入所児童の発達障害・行動障害等の状況をみると、情緒障害児短期治療施設では7割弱の児童が「診断有り又は疑い有り」である。児童自立支援施設では約4割、児童養護施設では約2割、乳児院及び母子生活支援施設では約1割の児童が該当している。発達障害・行動障害等の種類別にみると、いずれの施設においても、「1.発達障害系」が最も多く、次いで「2.行動障害系」、「3.不安障害系」の順となっている。「1.発達障害系」は、「疑い有り」を含めると、乳児院及び児童養護施設でも1割以上の児童が該当している。児童養護施設では、「2.行動障害系」も1割弱の児童が該当している。乳児院については、入所児童の年齢が低く評価困難であることもあり「1.発達障害系」以外は割合は低い。

図表 25 発達障害・行動障害等の有無



図表 26 発達障害・行動障害等の問題の種類(複数回答)

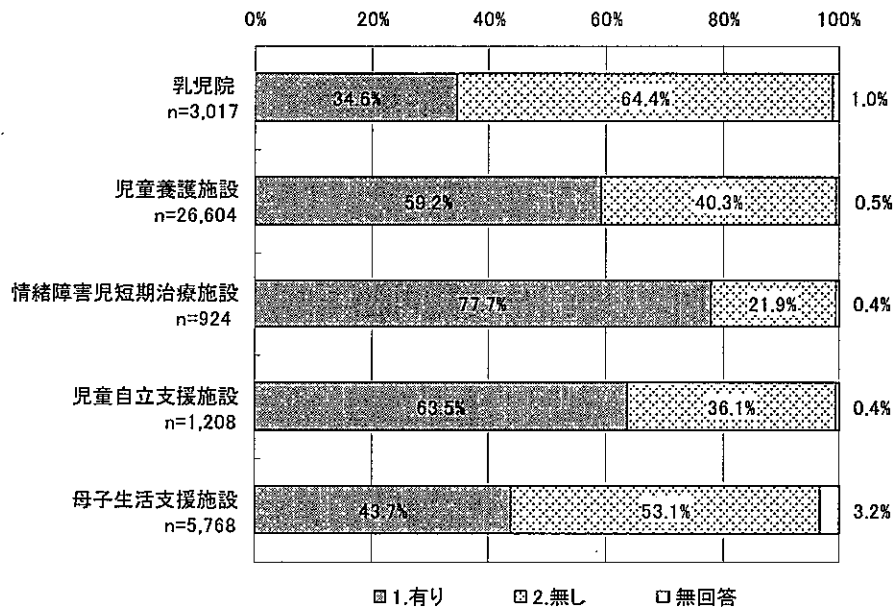
※入所児童全体に占める割合



❖ 被虐待体験の有無及び虐待の種類

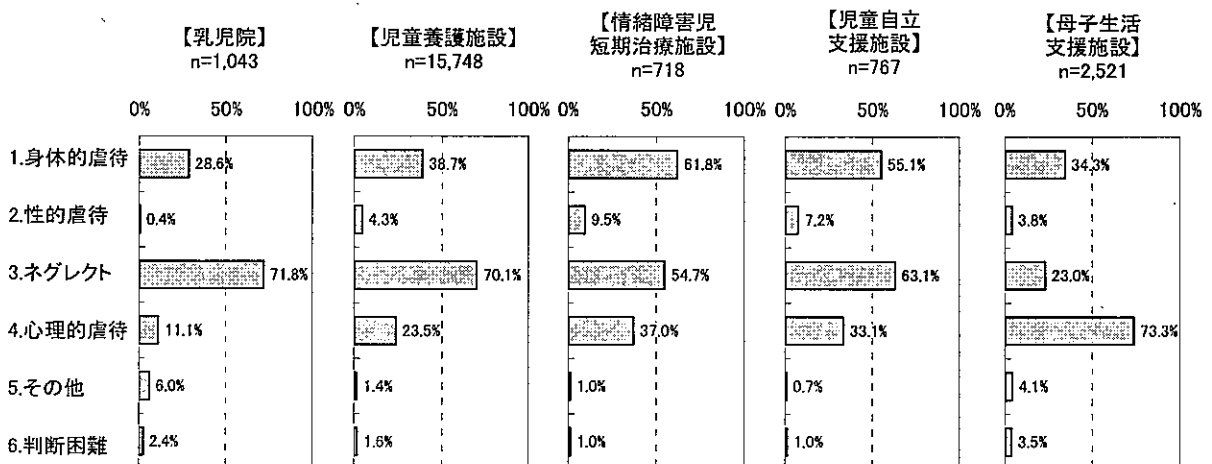
被虐待体験の有無をみると、情緒障害児短期治療施設では8割弱、児童養護施設及び児童自立支援施設では約6割、母子生活支援施設では約4割、乳児院では約3割の児童が「被虐待体験有り」となっている。また、虐待内容を見ると、乳児院、児童養護施設及び児童自立支援施設で最も多く挙げられたのが「3.ネグレクト」である。情緒障害児短期治療施設では、「1.身体的虐待」が最も多くみられ、母子生活支援施設では「4.心理的虐待」が最も多くみられる。

図表 27 被虐待体験の有無



図表 28 被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

※被虐待体験有りの児童に占める割合



(3) ケアの適合状況

❖ 入所児童に対するケアの適合状況⁹

ケアの適合状況（現在入所している施設でケアを受けることが適した児童であるか又は他施設等に入所することが適しているかを評価）についてみると、いずれの施設においても「適していない」（すなわち、他施設でケアを受けることが適している）と評価された児童の割合は、乳児院が2割弱、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設においては約1割みられる（母子生活支援施設においては世帯数）。

当該施設のケアが「適していない」と評価された児童について、適していると考えられる施設種類として、乳児院では「11. 里親の家」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。児童養護施設では「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く、次いで「7. 知的障害児施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では「5. 児童養護施設」が最も多く、次いで「9. 家庭」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。児童自立支援施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。母子生活支援施設では「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く、次いで「5. 児童養護施設」、「16. 親元の家¹⁰」の順に多く挙げられている。

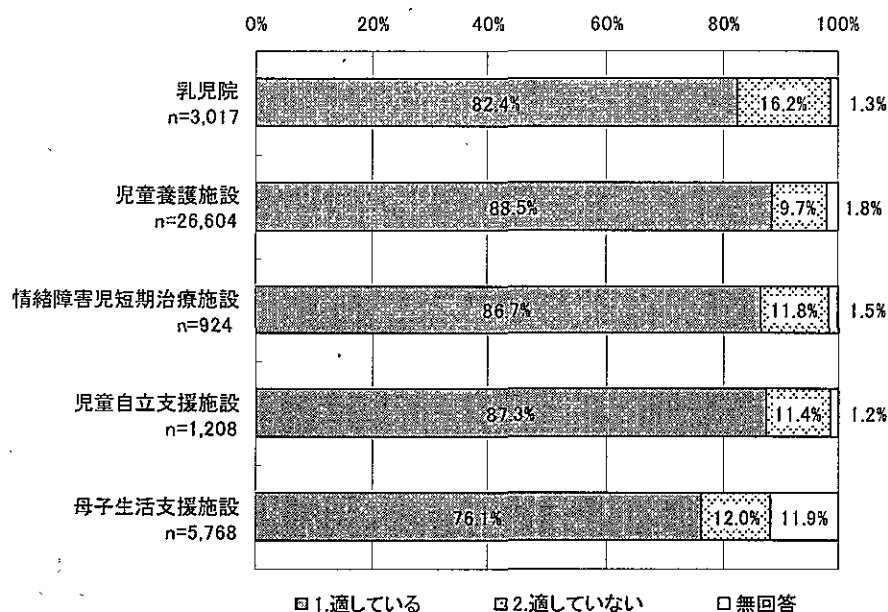
現在児童が入所している施設において「適していない」と評価された児童を対象に、回答職員が評価した「適している施設等（措置変更先）」別にその人数を集計している（「図表 31 主要移動先別児童数」参照）。

移動先として適当と回答された施設種類をみると、「知的障害児施設」が570人と最も多く、次いで「情緒障害児短期治療施設」が562人、「家庭」が528人、「里親の家」が482人の順に多くなっている。

⁹ 当該児童の情緒・行動上の問題状況、身体疾患・身体障害、発達障害・行動障害等の状況等や普段のケア状況を踏まえた上で、現在の施設におけるケアが当該児童に適しているかどうか尋ねた。なお、母子生活支援施設においては、当該世帯の母子それぞれの情緒・行動上の問題状況、身体疾患・身体障害や発達障害・行動障害等の状況を踏まえたものとしている。

¹⁰ 親元の家とは母親の実家をいう。以下「親元の家」は同じ。

図表 29 入所児童に対するケアの適合状況



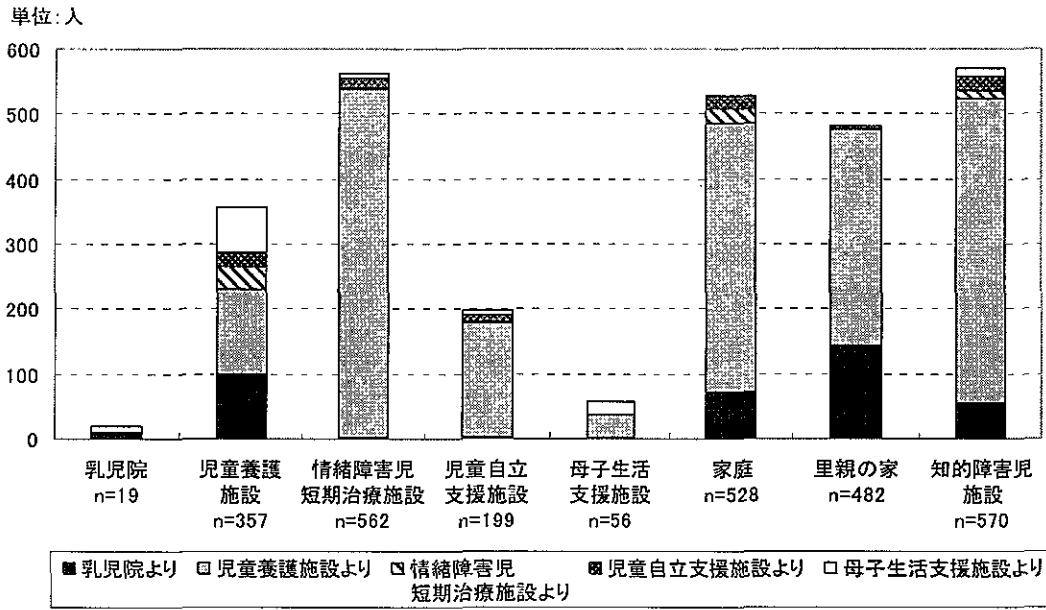
図表 30 ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等¹¹

ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等	ケアが「適していない」とされた児童について適していると考えられる他の施設等				
	乳児院 n=490	児童養護施設 n=2,568	情緒障害児短期治療施設 n=109	児童自立支援施設 n=138	母子生活支援施設 n=427
1. 乳児院※	1.4%	0.1%	0.0%	0.0%	2.3%
2. 情緒障害児短期治療施設※	0.6%	20.9%	1.8%	10.1%	1.6%
3. 児童自立支援施設※	0.4%	6.9%	3.7%	7.2%	1.6%
4. 母子生活支援施設※	0.6%	1.3%	0.0%	0.0%	4.4%
5. 児童養護施設※	20.4%	5.1%	33.0%	15.2%	16.4%
6. 自立援助ホーム	0.0%	2.7%	3.7%	5.8%	0.7%
7. 知的障害児施設	11.2%	18.2%	12.8%	16.7%	2.6%
8. 病院	1.0%	1.6%	11.0%	0.7%	
9. 家庭	14.5%	16.2%	20.2%	14.5%	
10. 親戚の家	1.2%	1.6%	1.8%	0.0%	2.1%
11. 里親の家	29.2%	12.9%	3.7%	5.1%	
12. 知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%
13. 少年院(初等・中等・特別)				5.8%	
14. 医療少年院				5.1%	
15. 自宅(公営住宅等)					42.4%
16. 親元の家					11.5%
17. その他	19.2%	11.9%	7.3%	13.0%	13.3%
無回答	0.2%	0.7%	0.0%	0.7%	0.9%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

¹¹ 母子生活支援施設には、「当該児童及び母親へのケアの適切さ」の観点から尋ねている。

図表 31 主要移動先別児童数



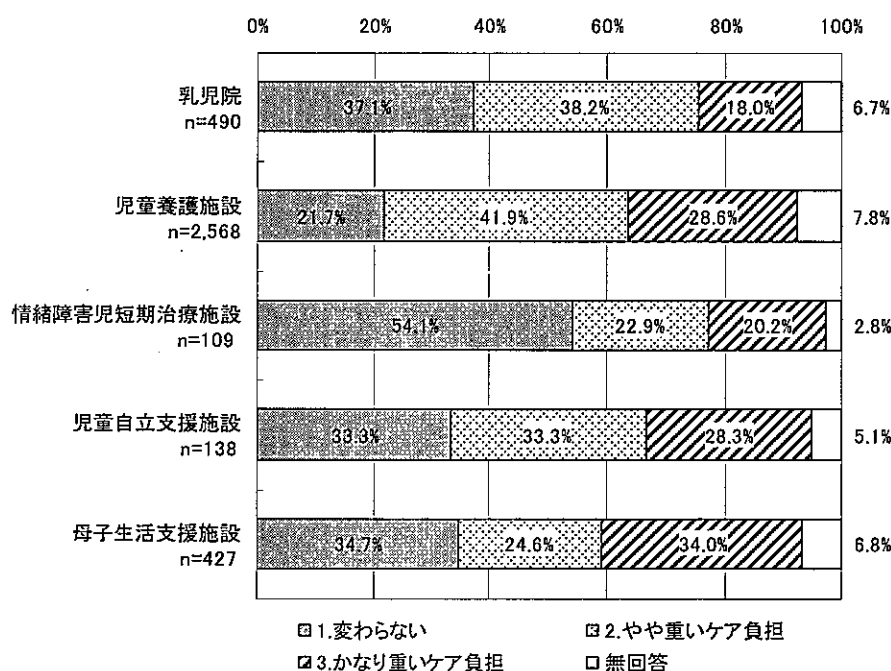
❖ 現在の入所先が「適していない」とされた児童についてのケアの負担感

ケアの適合状況（現在入所している施設でケアを受けることが適した児童であるか又は他施設等に入所することが適しているかを評価）において、「適していない」（他の施設等に入所することが適当）とされた児童を対象に、調査対象施設内でのケアの負担感について評価を行っている。その結果、ケアの負担感が重い（「2. やや重いケア負担」及び「3. かなり重いケア負担」の割合の合計）とされた児童の割合をみると、児童養護施設では約7割、乳児院、児童自立支援施設及び母子生活支援施設では約6割（母子生活支援施設の場合は世帯単位）、情緒障害児短期治療施設では約4割となっている。

いずれの施設でも約2割から約3割の児童が「3. かなり重いケア負担」となっている。他方、「1. 変わらない」とされた児童の割合は、情緒障害児短期治療施設では過半数、他の施設では約2割から約4割となっている。

図表 32 現在の入所先が「適していない」とされた児童についてのケアの負担感

【現在の入所先が「適している」とされた児童との比較】



- ❖ 現在の入所先が適さないと評価された児童についての「ケアの負担感」別にみる「適していると考えられる他の施設等」の種類（現在の入所先が「適していない」とされた児童を対象）

① 「3. かなり重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童養護施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では、「8. 病院」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設」、「9. 家庭」が多く挙げられている。児童自立支援施設では、「3. 児童自立支援施設（他施設）」が最も多く、次いで「13. 少年院（初等・中等・特別）」、「14. 医療少年院」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。母子生活支援施設では、「5. 児童養護施設」が最も多く挙げられ、次いで「15. 自宅（公営住宅等）」、「16. 親元の家」が順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。

② 「2. やや重いケア負担」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では「11. 里親の家」が最も多く、次いで「1. 乳児院（他施設）」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童養護施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「2. 情緒障害児短期治療施設」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。情緒障害児短期治療施設では、「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「8. 病院」、「9. 家庭」が多く挙げられている（「17. その他」を除く）。児童自立支援施設では「7. 知的障害児施設」が最も多く挙げられ、次いで「3. 児童自立支援施設（他施設）」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている（「17. その他」を除く）。母子生活支援施設では、「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く挙げられ、次いで「5. 児童養護施設」、「16. 親元の家」が多く挙げられている。

③ ケアの負担感が「1. 変わらない」と評価された児童のケアに適していると考えられる施設等の種類について

乳児院では、「11. 里親の家」が最も多く挙げられ、次いで「1. 乳児院（他施設）」、「9. 家庭」の順に多く挙げられている。児童養護施設では「9. 家庭」が最も多く挙げられ、次いで「11. 里親の家」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられた。情緒障害児短期治療施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設（他施設）」が最も多く挙げられ、次いで「9. 家庭」が多く挙げられている。児童自立支援施設では、「2. 情緒障害児短期治療施設」が最も多く挙げられ、次いで「9. 家庭」、「7. 知的障害児施設」の順に多く挙げられている。母子生活支援施設では、「15. 自宅（公営住宅等）」が最も多く挙げられている。

図表 33 「ケアの負担感」別でみる「適していると考えられる他の施設等」

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「かなり重い」と回答した場合】 適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n= 88	児童養護 施設 n= 735	情緒障害児 短期治療 施設 n=22	児童自立 支援施設 n= 39	母子生活 支援施設 n=145
1.乳児院※	2.3%	0.0%	0.0%	0.0%	4.8%
2.情緒障害児短期治療施設※	1.1%	33.2%	4.5%	5.1%	3.4%
3.児童自立支援施設※	0.0%	15.5%	13.6%	17.9%	4.1%
4.母子生活支援施設※	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	1.4%
5.児童養護施設※	6.8%	3.8%	4.5%	2.6%	34.5%
6.自立援助ホーム	0.0%	3.4%	4.5%	5.1%	0.7%
7.知的障害児施設	26.1%	14.6%	9.1%	7.7%	1.4%
8.病院	4.5%	3.7%	36.4%	2.6%	
9.家庭	8.0%	7.2%	13.6%	7.7%	
10.親戚の家	0.0%	1.0%	0.0%	0.0%	2.8%
11.里親の家	6.8%	7.1%	0.0%	7.7%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				15.4%	
14.医療少年院				12.8%	
15.自宅(公営住宅等)					15.2%
16.親元の家					13.1%
17.その他	44.3%	9.8%	13.6%	15.4%	17.9%
無回答	0.0%	0.4%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「やや重い」と回答した場合】 適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n= 187	児童養護 施設 n= 1,075	情緒障害児 短期治療 施設 n= 25	児童自立 支援施設 n= 46	母子生活 支援施設 n=105
1.乳児院※	20.9%	0.1%	0.0%	0.0%	0.0%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.5%	19.5%	12.0%	10.9%	1.9%
3.児童自立支援施設※	1.1%	4.4%	4.0%	17.4%	0.0%
4.母子生活支援施設※	0.0%	0.7%	0.0%	0.0%	9.5%
5.児童養護施設※	0.5%	5.0%	0.0%	2.2%	15.2%
6.自立援助ホーム	0.0%	3.1%	4.0%	8.7%	0.0%
7.知的障害児施設	13.9%	24.8%	24.0%	21.7%	6.7%
8.病院	0.5%	0.7%	16.0%	0.0%	
9.家庭	12.8%	13.4%	16.0%	15.2%	
10.親戚の家	1.6%	2.1%	0.0%	0.0%	0.0%
11.里親の家	30.5%	12.4%	4.0%	2.2%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	4.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				2.2%	
14.医療少年院				4.3%	
15.自宅(公営住宅等)					38.1%
16.親元の家					15.2%
17.その他	17.1%	13.0%	16.0%	15.2%	13.3%
無回答	0.5%	0.8%	0.0%	0.0%	0.0%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

【ケアが「適していない」とされた児童についてケアの負担感が「変わらない」と回答した場合】					
適していると考えられる他の施設等					
	乳児院 n=182	児童養護 施設 n=558	情緒障害児 短期治療 施設 n=59	児童自立 支援施設 n=46	母子生活 支援施設 n=148
1.乳児院※	28.6%	0.0%	0.0%	0.0%	1.4%
2.情緒障害児短期治療施設※	0.0%	6.3%	50.8%	30.4%	0.0%
3.児童自立支援施設※	0.0%	0.9%	0.0%	4.3%	0.7%
4.母子生活支援施設※	1.6%	3.9%	0.0%	0.0%	4.7%
5.児童養護施設※	2.2%	7.7%	1.7%	2.2%	1.4%
6.自立援助ホーム	0.0%	1.4%	3.4%	4.3%	0.7%
7.知的障害児施設	2.2%	11.5%	8.5%	19.6%	0.0%
8.病院	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
9.家庭	19.8%	33.0%	25.4%	21.7%	
10.親戚の家	1.1%	1.8%	3.4%	0.0%	3.4%
11.里親の家	40.7%	21.9%	5.1%	4.3%	
12.知人・友人の家	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
13.少年院(初等・中等・特別)				2.2%	
14.医療少年院				0.0%	
15.自宅(公営住宅等)					70.3%
16.親元の家					7.4%
17.その他	3.8%	10.8%	16.0%	10.9%	9.5%
無回答	0.0%	0.9%	0.0%	0.0%	0.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

※は同種類の施設の場合は、他の同種類の施設のこと

4. 職員勤務状況調査集計結果

(1) 職員の基本情報

職員勤務状況調査の集計結果は、施設調査票の有効回答施設が回答した職員勤務状況調査を基に集計を行ったものである。

❖ 施設種類別集計対象職種

各施設種別における職種①～③の集計対象は下表のとおりである。なお、調理員、栄養士、医師等は変則型の勤務を行う割合が高いため、集計の対象に含めていない。

図表 34 施設種類別集計対象職種一覧

	職種①(直接ケア職種)	職種②(専門ケア職種)	職種③(事務職種)
乳児院	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員	施設長 事務職員 その他職員
児童養護施設	児童指導員 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
情緒障害児短期治療施設	児童指導員 保育士 看護師 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
児童自立支援施設	児童自立支援専門員 児童生活支援員 個別対応職員	心理療法担当職員 家庭支援専門相談員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員
母子生活支援施設	母子指導員 少年指導員 少年指導員(兼事務職員) 保育士 個別対応職員	心理療法担当職員 職業指導員	施設長 事務職員 その他職員

❖ 職種別平均経験年数¹²

各施設種別における職種①（直接ケア職種）及び職種②（専門ケア職種）のうち心理療法担当職員及び家庭支援専門相談員の児童福祉施設職員としての平均経験年数は、下記のとおりである。

直接ケア職種の職員で、児童福祉施設における勤務経験年数が最も長いのは児童自立支援施設であり、次いで乳児院、母子生活支援施設の順に長い。心理療法担当職員では、情緒障害児短期治療施設が最も長く、次いで長いのは児童養護施設、乳児院である。また、家庭支援専門相談員では、児童自立支援施設が最も長く、次いで長いのは乳児院である。

図表 35 職種別平均経験年数

職種別の勤務年数：職種①(直接ケア職種)				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=111	2,441	8.92	9.02
児童養護施設	n=485	8,095	8.01	8.74
情緒障害児短期治療施設	n=26	360	7.08	6.65
児童自立支援施設	n=40	785	11.23	10.21
母子生活支援施設	n=237	1,199	8.26	8.73

職種別の勤務年数：心理療法担当職員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=39	43	3.02	3.89
児童養護施設	n=326	516	3.79	3.92
情緒障害児短期治療施設	n=26	135	5.52	5.83
児童自立支援施設	n=22	36	2.83	2.16
母子生活支援施設	n=237	114	2.68	2.30

職種別の勤務年数：家庭支援専門相談員				
	集計対象施設数	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n=91	96	18.08	10.97
児童養護施設	n=339	332	17.80	10.13
情緒障害児短期治療施設	n=18	17	12.59	9.06
児童自立支援施設	n=12	12	18.75	12.77
母子生活支援施設				

¹² ここでの経験年数は「児童福祉施設での勤務経験年数」であり、措置費の民間施設給与等改善費の対象となる職員の勤続年数の算定に準ずるものである。年数は、6ヶ月未満を切下げ、6ヶ月以上を切上げて整数表記された値を用いている(勤務経験年数が6ヶ月未満の場合は0年)。

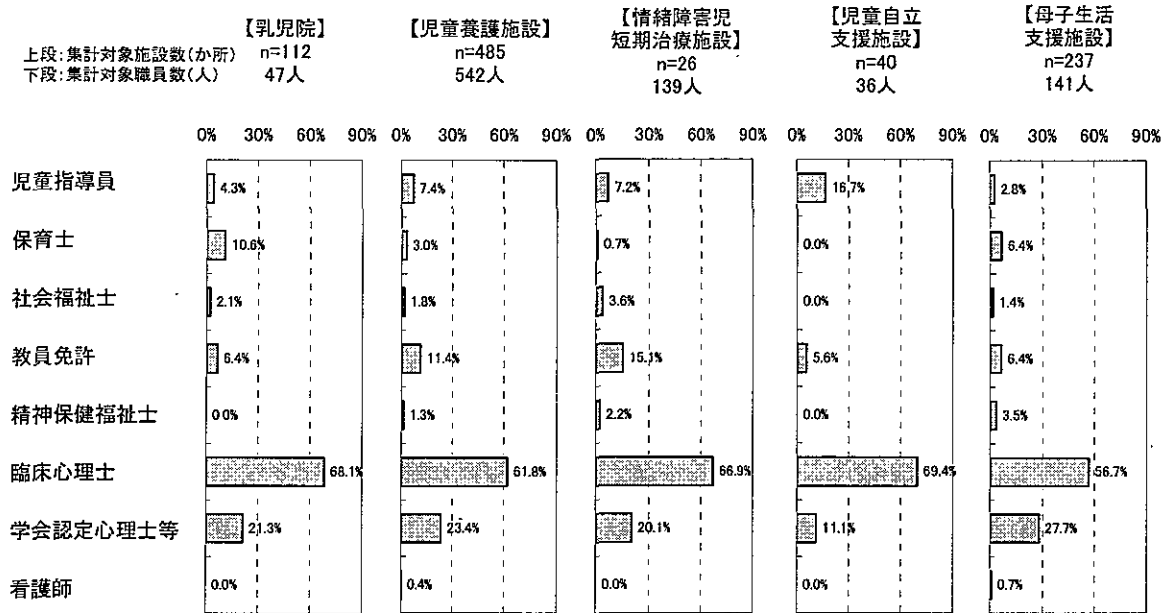
(2) 専門ケア職種の資格保有状況（複数回答）

心理療法担当職員は、臨床心理士の資格を有する者がいずれの施設種別でも約 6 割から約 7 割と高い割合で見られる。その他、臨床心理士以外の学会認定心理士や教員免許を有する者も一定数みられる。

家庭支援専門相談員は、乳児院では保育士資格を、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では児童指導員の資格を、児童自立支援施設では児童自立支援専門員や児童生活支援員の資格を有する者が多いなど、直接ケア職種と同様の背景をもつ職員が多くみられる。また、乳児院、児童養護施設及び情緒障害児短期治療施設では社会福祉士資格や教員免許を有する家庭支援専門相談員も約 1 割から約 2 割みられる。

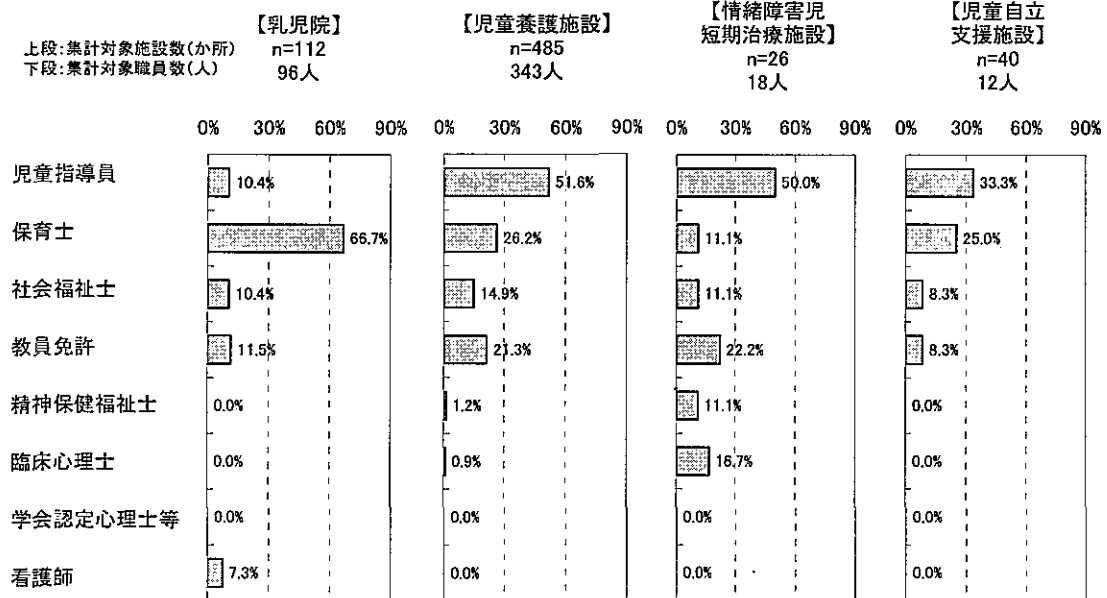
図表 36 専門ケア職種の資格保有状況(複数回答)

【心理療法担当職員】



※【児童自立支援施設】の児童指導員は児童自立支援専門員と読み替え
 ※【母子生活支援施設】の児童指導員は母子指導員と読み替え

【家庭支援専門相談員】



※【児童自立支援施設】の児童指導員は児童自立支援専門員、児童生活支援員と読み替え

(3) 直接ケア職種の1週間の勤務状況

直接ケアに携わる職員の1週間の勤務状況は、施設調査票の常勤職員数及び非常勤職員数の合計と、勤務時間調査票に記載された職員数が一致している施設を対象に集計を行った結果である。また、調査対象の1週間に実際に勤務していた職員のみを対象に集計を行った結果である。

❖ 1週間の勤務時間数

いずれの施設種別においても、規定勤務時間数は直接ケア職種の常勤職員は週40時間程度、非常勤職員は週約30時間から約34時間となっている。1週間の合計勤務時間数で見ると、常勤職員は約43時間から約50時間となっており、非常勤職員は約33時間から約42時間となっている。

図表 37 1週間の規定勤務時間数

1週間の規定勤務時間数(時間):職種① 直接ケア職種					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	1,049	39.65	1.97
		非常勤	227	33.80	9.12
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	39.83	1.55
		非常勤	473	34.19	8.87
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	39.94	1.33
		非常勤	42	30.05	9.02
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	40.11	1.36
		非常勤	16	32.50	3.65
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	39.78	1.77
		非常勤	189	32.00	10.49

図表 38 1週間の合計勤務時間数

1週間の合計勤務時間数(時間):職種① 直接ケア職種					
	集計対象施設数	勤務形態	集計対象職員数	平均	標準偏差
乳児院	n= 58	常勤	1,049	43.32	10.28
		非常勤	227	35.50	12.64
児童養護施設	n= 220	常勤	3,038	49.86	13.46
		非常勤	473	39.59	15.14
情緒障害児短期治療施設	n= 14	常勤	163	48.79	12.19
		非常勤	42	32.75	15.56
児童自立支援施設	n= 16	常勤	256	47.66	12.18
		非常勤	16	41.67	11.28
母子生活支援施設	n= 146	常勤	569	43.18	9.18
		非常勤	189	34.61	12.37